



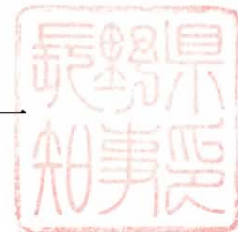
長野県指令 27 県協第 32 号

塩尻市大門一番町 3-4、2 階  
特定非営利活動法人長野サマライズ・センター

平成 27 年 2 月 26 日に認定の申請があった貴法人を、下記の期間を有効期間として、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 44 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人として認定します。

平成 27 年（2015 年）8 月 6 日

長野県知事 阿 部 守 一



記

認定の有効期間 自平成 27 年 8 月 6 日  
至平成 32 年 8 月 5 日